

## 参考資料

# 未来への活力とにぎわいがあるまち 《産業振興》

---

## テーマ1 農林業

令和2年8月25日

茂原市経済環境部農政課

## 茂原市の農業について

年平均気温15°Cの温暖な気候と、肥沃な土壌からなる自然環境を生かし、また、一宮川、南白亀川、鶴枝川などの水利に恵まれ古くから稲作を中心とする農業集落が形成され生活が営まれてきた。

経営耕地面積 1,819 ha うち約80% 水田  
約20% 畑(果樹園含む)

1戸当たりの平均耕地面積 約1.5 ha



# 千葉県の農業産出額

## 主要農産物産出額 平成28年産 全国順位(上位7位まで)

上段：都道府県名 下段：産出額(単位：億円)

順位	産出額 ①+②+③	耕種計 ①	米	豆類	いも類	園芸				畜産計 ②	畜産			※加工 農産物 ③
						園芸計	野菜	果実	花き		生乳	豚	鶏卵	
1	北海道 12,115	北海道 5,130	新潟 1,484	北海道 196	北海道 780	茨城 2,416	北海道 2,206	青森 854	愛知 572	北海道 6,986	北海道 3,641	鹿児島 723	茨城 447	静岡 105
2	茨城 4,903	茨城 3,568	北海道 1,167	<b>千葉</b> 101	茨城 306	北海道 2,385	茨城 2,150	和歌山 702	<b>千葉</b> 187	鹿児島 2,958	栃木 349	宮崎 517	<b>千葉</b> 381	鹿児島 101
3	鹿児島 4,736	<b>千葉</b> 3,354	秋田 944	兵庫 27	鹿児島 266	<b>千葉</b> 2,299	<b>千葉</b> 1,927	山形 690	福岡 179	宮崎 2,206	群馬 260	<b>千葉</b> 499	鹿児島 272	茨城 78
4	<b>千葉</b> 4,711	熊本 2,304	山形 804	宮城・福岡・佐賀 21	<b>千葉</b> 235	愛知 1,906	熊本 1,321	長野 557	埼玉 178	岩手 1,578	熊本 257	群馬 430	広島 263	京都 44
5	宮崎 3,562	青森 2,303	茨城 794	秋田・茨城 16	長崎 129	青森・熊本 1,737	愛知 1,127	愛媛 555	静岡 177	<b>千葉</b> 1,354	<b>千葉</b> 244	北海道 424	岡山 246	長野・三重 36
6	熊本 3,475	愛知 2,275	宮城 712	滋賀 15	宮崎 88	長野 1,604	群馬 1,070	山梨 541	長野 150	茨城 1,257	岩手 226	茨城 384	兵庫 244	宮崎 35
7	青森 3,221	長野 2,123	福島 692	新潟 14	徳島 84	埼玉 1,294	埼玉 1,047	静岡 331	茨城 140	熊本 1,141	愛知 197	岩手 282	北海道 212	熊本 30

※米  
千葉8位(666億)

※果実  
千葉14位(185億)

※加工農産物：かんぴょう、干がき、  
かんしょ切干、荒茶、畳表等

全国に誇る「千葉の園芸」全国順位(平成30年3月)

# 茂原市農業産出額順位

順位	農産物名	農業産出額
第 1位	米	18.8
第 2位	野菜	18.4
第 3位	畜産(乳用牛など)	4.2
第 4位	花き(バラなど)	2.1
第 5位	工芸農作物(桑・葉たばこ)	0.9
第 6位	その他作物	0.7
第 7位	豆類	0.6
第 8位	いも類	0.3
第 9位	果実	0.2
計		462

単位：億円

# 茂原市の農業経営規模について

## 経営耕地面積

年度	面積
平成3年	3,017 ha
平成10年	2,453 ha
平成27年	1,819 ha

## 経営規模別農家数(H27)

0.3ha 未満	0.3～ 0.5ha	0.5～ 1.0ha	1.0～ 1.5ha	1.5～ 2.0ha	2.0～ 3.0ha	3.0～ 5.0ha	5.0～ 10.0ha	10.0～ 20.0ha	20.0ha 以上
2	145	403	272	130	119	54	27	10	3

# 茂原市の農業経営者について(1)

## 農家戸数

	農家戸数	専業	兼業
平成3年	2,732 戸	294 戸	2,438 戸
平成10年	2,273 戸	304 戸	1,969 戸
平成27年	1,164 戸	263 戸	901 戸

## 農業後継者の有無(H27)

農家戸数	同居農業後継者がいる	同居農業後継者がいない
1,164 戸	383 戸	781 戸
		同居でないがいる
		いない
		199 戸
		582 戸

## 年齢別農業経営者(H27)

15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80以上
0	2	9	60	223	444	303	123

## 茂原市の農業経営者について(2)

### 【認定農業者】

農業者自らが5年後の目標とその達成のための取り組み内容を「農業経営改善計画」に取りまとめ、市の基本構想に適合している場合に市が認定(53経営体)。

### 【集落営農組織】

集落単位で農業生産に取り組む組織。法人化している組織もある(9組織)。



### 【米の需給調整】

近年、食の欧米化が進み、米の需要が減っている。需要に対して生産量が上回ると在庫量が増えて市場の下落を招くことになる。飼料用米等を作付けして需給調整を図るもの(経営所得安定対策申請者 40件)。

### 【環境にやさしい農業】

有機農業や化学肥料・化学合成農薬低減した環境負荷に配慮した営農活動を実践(1団体)。

### 【6次産業化】

農業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、更にはサービスや販売などの3次産業までを含め、1次から3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするもの。

# 耕作放棄地とは

## 耕作放棄地 と 遊休農地 と 荒廃農地



### 【耕作放棄地】(統計上の用語)

農林業センサスにおいて、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地」とされ、農家等の意思に基づき調査把握したもの。

### 【遊休農地】(法律上の用語)

農地法において、「1. 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」「2. その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のこと。

### 【荒廃農地】(調査上の用語)

荒廃農地調査において、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている基準に該当する農地」とされ、現地調査により把握したもの。



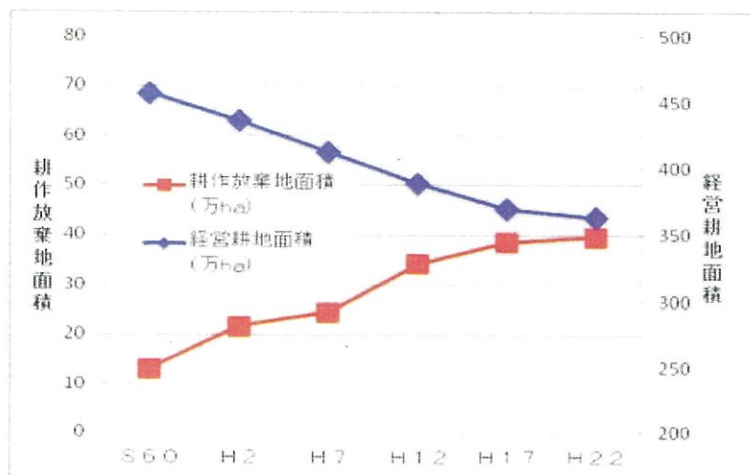
# 耕作放棄地の現状(1)

## 【全国の状況】

耕作放棄地はこの20年間増加している。昭和60年までは、およそ13万ヘクタールで横ばいで推移していたが、平成2年以降増加に転じ、平成22年には、39.6万ヘクタールと、ほぼ埼玉県に相当する面積となっている。また、耕作面積が減少している一方で、耕作放棄地面積は増加しており、耕作放棄地率では、昭和60年から平成22年にかけて3.5倍にも増加している。

## 【千葉県の状況】

千葉県の耕作放棄地は、昭和60年に3,178ヘクタールしかなかったものが、平成22年には17,963ヘクタールとなり、5.7倍に増加している。また、耕作放棄地率では、6.7倍にも増加し、全国が3.5倍であるのと比較しても急激な増加をしている。



経営耕地面積・耕作放棄地面積の推移(全国)

区分	S60	H2	H7	H12	H17	H22	S60対比
全国							
経営耕地面積 (万ha)	456.7	436.1	412.0	388.4	369.3	363.2	0.80倍
耕作放棄地面積 (万ha)	13.1	21.7	24.4	34.3	38.6	39.6	3.0倍
耕作放棄地率 (%)	2.8%	4.7%	5.6%	8.1%	9.5%	9.8%	3.5倍
千葉県							
経営耕地面積 (ha)	125,966	118,150	109,467	99,967	91,878	90,321	0.72倍
耕作放棄地面積 (ha)	3,178	7,986	9,164	14,861	17,058	17,963	5.7倍
耕作放棄地率 (%)	2.5%	6.3%	7.7%	12.9%	15.7%	16.6%	6.7倍

経営耕地面積・耕作放棄地面積・耕作放棄地率(全国・千葉県)

## 耕作放棄地の現状(2)

### 【茂原市の状況(全体)】

茂原市の荒廃農地は、令和元年では、農地全体面積3,562.7ヘクタールに対して、344.7ヘクタールとなっており、約9.7%を占めている。東京ドーム約73個分にあたる。

また、推移としては、農地全体の面積も荒廃農地も全体的に減少している。

年度	農地全体面積(ha)	荒廃農地 A分類(ha)
H24	3,685.9	448.1
H25	3,584.0	434.5
H26	3,527.5	422.9
H27	3,505.2	444.0
H28	3,609.1	320.4
H29	3,608.9	330.0
H30	3,603.9	364.7
R1	3,562.7	344.7

## 耕作放棄地の現状(3)

### 【茂原市の状況(地区別)】

地区別の割合で見ると、新治地区が20.96%と一番多く、次いで鶴枝地区、本納地区、豊田地区、二宮地区の順となっている。

地区	農地面積(ha)	荒廃農地 A分類(ha)	割合(%)
新治	301.1	63.1	20.96
本納	444.4	56.7	12.76
豊岡	676.9	39.4	5.82
二宮	306.6	34.3	11.19
豊田	351.0	43.2	12.31
東郷	716.7	34.8	4.86
茂原	221.9	18.1	8.16
五郷	229.3	14.5	6.32
鶴枝	314.8	40.6	12.90
合計	3,562.7	344.7	9.68

# 耕作放棄地の発生原因(1)

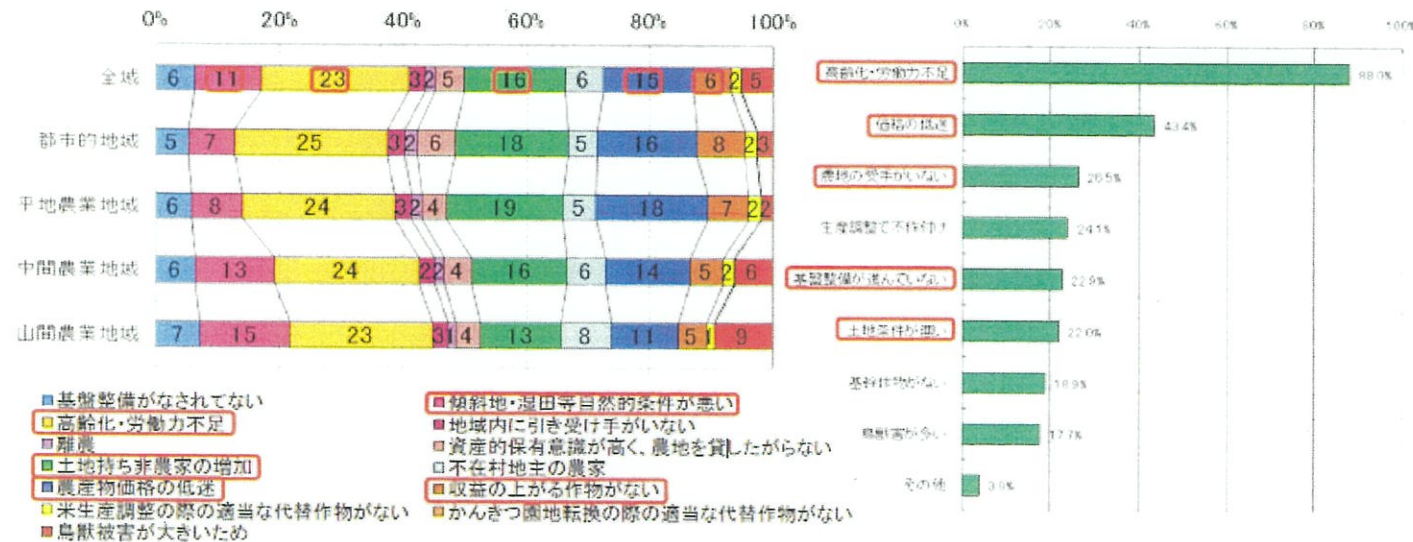
高齢化・労働力不足  
土地持ち非農家の増加

農産物の価格低迷  
収益の上がる作物がない

自然的条件が悪い  
鳥獣被害が大きい

耕作放棄地の発生要因は、全ての農業地域で「高齢化・労働力不足」が最も多くなっている。次いで「土地持ち非農家の増加」が多い。また、「農産物価格の低迷」、「収益の上がる作物がない」、「傾斜地・湿田等自然的条件が悪い」といった農業経営条件も大きな要因となっている。

地域的には、中間・山間農業地域において「鳥獣被害が大きい」の割合が大きくなっているが、それ以外の要因にはあまり差が認められず、耕作放棄地の発生要因が地域差を超えて一般化していることがうかがえる。



農林水産省農村振興局調べ「耕作放棄地に関する意向及び実態把握調査(H26)」

全国農業会議所「平成14年地域における...農業委員調査結果」

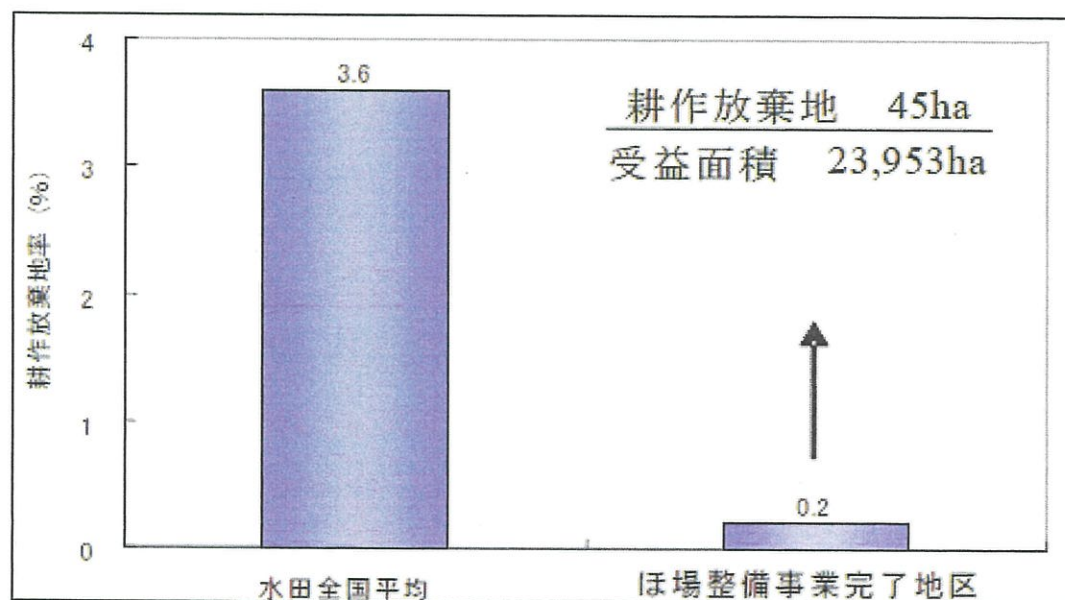
## 耕作放棄地の発生原因(2)

### 基盤整備実施地区における耕作放棄地の発生状況

⇒ 受益面積の0.2%

基盤整備事業が実施された地区においては、耕作放棄地の発生が極めて少ない状況。

農産物価格が低迷する中、農業従事者が高齢化し、農地の引き受け手が不足している状況の下で、ほ場が未整備、あるいは土地条件が悪い農地を中心に、耕作放棄地が増大しているものと推測される。



農林水産省「農林業センサス」  
(2000年)及び農林水産省農村振  
興局調べ

# 耕作放棄地が与える影響

## 【営農環境への影響】

- ・雑草の繁茂
- ・病害虫の発生
- ・鳥獣被害の発生
- ・用排水施設の管理の支障
- ・担い手への農地集積を阻害

## 【生活環境への影響】

- ・土砂やゴミの無断投棄の恐れ
- ・火災発生の原因となる恐れ
- ・農業の有する多面的機能の低下



# 耕作放棄地が与える影響

## 【営農環境への影響(1)】

### 【雑草の繁茂】

荒廃した農地はそのままで利用ができない。  
農地として再生するには手間と費用がかかる。



#### (1)再生作業

草刈り、抜根、障害物除去、耕起、整地など

#### (2)土づくり

堆肥投入、緑肥栽培など



# 耕作放棄地が与える影響

## 【営農環境への影響(2)】

### 【病害虫の発生】

農作物の生産や農地の管理には、雑草や病害虫の発生を抑えるための農薬の使用は不可欠。

自分の農地を適切に管理していても、近くに耕作放棄地があると無制限に雑草の種子や害虫が飛散してくることが懸念される。





# 耕作放棄地が与える影響

## 【営農環境への影響(3)】

### 【鳥獣被害の発生】

国土の約73%を占める中山間地域は、人間と野生動物の緩衝地帯となっていたが、耕作放棄地の増加とともに野生動物は活動範囲を広げ、集落に餌を求めて出没するようになってきている。

茂原市においても野生動物が生息域を広げてきている。令和元年4月～令和2年3月の間にイノシシ149頭、ハクビシン77頭、アライグマ399頭、タヌキ46頭、シカ2頭を捕獲。



# 耕作放棄地が与える影響

## 【営農環境への影響(4)】

### 【用排水施設の管理の支障】

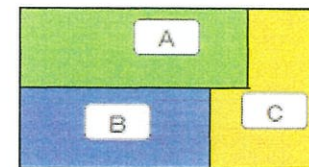
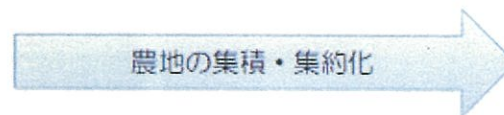
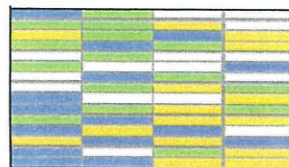
水路への泥の堆積や雑草の繁茂、水路の破損等に気付かず、農業用排水施設の管理に支障を来たすおそれがある。



### 【担い手への農地集積を阻害】

農業の持続的な発展を図るため、担い手に農地を集積・集約化して効率的な生産を推進。

耕作放棄地は、担い手への農地集積の阻害要因となる可能性がある。



# 耕作放棄地が与える影響

## 【生活環境への影響(1)】

### 【土砂やゴミの無断投棄の恐れ】

無断投棄は人目に付かない荒れた土地が狙われる傾向にある。耕作放棄地も無断投棄されやすい。



### 【火災発生の原因となる恐れ】

枯れ草は燃えやすいので注意が必要。



# 耕作放棄地が与える影響

## 【生活環境への影響(2)】

### 【農業の有する多面的機能の低下】

農業・農村は農業生産だけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの機能を有している。

- ・洪水防止・・・農地の保水機能(田んぼダム)によって大雨の際に下流域が守られる。
- ・水質保全・・・雨水が徐々に地下水に変わる際に自然循環により水質浄化。
- ・土地保全・・・適切に農地を管理することで地滑りや土砂崩れを防ぐ。
- ・環境保全・・・自然循環機能によって自然環境や生態系が保全される。
- ・景観形成・・・田園が広がる農村風景で保養される。

**機能低下の恐れ**



# 耕作放棄地の解消に向けて(1)

## ○荒れている農地をいきかえらせるための支援策

- ・千葉県耕作放棄地再生推進事業(県)  
耕作放棄地の再生に必要な経費を支援
- ・園芸生産拡大支援事業(県)  
耕作放棄地を再生して露地野菜の生産拡大を支援
- ・飼料生産拡大整備支援事業(県)  
耕作放棄地を再生して自給飼料作物の生産拡大を支援



## ○次世代に地域を引き継いでいくために、農地等を保全管理する支援策

- ・多面的機能支払制度(国・県・市)  
農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援
- ・中山間地域等直接支払制度(国・県・市)  
農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を支援

# 耕作放棄地の解消に向けて(2)

## 耕作放棄地再生利用緊急対策事業の活用事例

平成27年1月～8月 七渡地区



雑木伐採



草刈り



抜根



水入れ



稲刈り



稲の生育状況



田植え



代かき

# 耕作放棄地の解消に向けて(3)

## 多面的機能支払制度の活用事例



【地域が共同で行う、水路・農道・ため池等の草刈りや、水路の泥上げ等の地域資源の保全活動などを支援】

【次の世代に地域を引き継いでいくための地域の話し合いを推進】

取り組んでいる地区  
26組織

下太田・早野・七渡・萱場・千町北部・国府関・柴名上太田・南吉田32区・清水・御蔵芝・千沢・南吉田34区・黒戸・真名・総寿・谷本・新久国昌・桂・渋谷・八幡湖・千盛・長谷・押日・山崎・箕輪・内長谷



# 農地法に基づく措置について

農地の所有者、使用収益権者には、農地の適正かつ効率的な利用を確保する責務がある(農地法第2条の2)

遊休農地は放っておくと法的措置がとられる

農地法第32条～44条

農業委員会は、毎年1回地域内の全農地の利用状況を調査し、「遊休農地」と「遊休化のおそれのある農地」を把握した場合には、その所有者等を対象に「利用意向調査」等を行う。

6ヶ月が経っても、本人が調査で示した意向通りに対応していない。  
調査への回答をしない。



農業委員会が勧告

その農地の固定資産税の評価額が「**1.8倍**」になる。



# 農業振興地域制度について

## 農業振興地域の整備に関する法律

地域の農業をどのように発展させていくべきか。

将来にわたって農業のために利用していくべき土地を「農用地区域」として定める。

- 農用地区域
- (1) 集団的な農地で規模が10ha以上の土地
  - (2) 土地改良事業の対象地
  - (3) 上記の土地を利用するための農道、水路など
  - (4) 上記に隣接する農業用施設用地
  - (5) 上記には該当しないが、地域の農業を振興する上で必要と考えられる土地

農振区域内での開発行為は厳しく制限されており、原則として開発行為はできない。  
一方、農業を振興するための国の補助事業等は農用地区域を中心に行われる。



農用地区域を定めることで、優良な農地における無秩序な開発を防ぐとともに、農業上の公共投資の効果を十分に発揮させることができる。

# 農地転用許可制度について

## 優良農地の確保と計画的な土地利用の推進が目的

農地は農業上大切なものであり、また、一度農地以外のものにされると元にもどすことが困難であることから、将来に向かって優良な農地を確保できるよう、土地の合理的な利用を踏まえ、適正な農地の転用が行われるようにしている。

### ●農用地区域内農地【原則として不許可】

農業振興地域整備計画において農用地区域内とされた農地

### ●甲種農地【原則として不許可】

市街化調整区域内にある農業公共投資の対象となった農地(8年以内)

集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した農地

### ●第1種農地【原則として不許可】

生産力の高い農地

集団農地(10ha以上)

農業公共投資の対象となった農地

### ●第2種農地【周辺の土地に立地することが困難な場合、公共性の高い事業の用に供する場合は許可】

近い将来、市街地として発展する環境にある農地や農業公共投資の対象となっていない生産力の

低い小集団の農地

### ●第3種農地【原則として許可】

都市的施設の整備された区域内的の農地や市街地内の農地

# まとめ

農業者の高齢化  
土地持ち非農家の増加  
担い手不足



農産物の価格低迷  
自然的条件が悪い  
鳥獣被害

営農環境・生活環境

雑草繁茂・病虫害発生・鳥獣被害  
用排水施設管理不能・農地集積阻害

悪影響

無断投棄・火災発生  
多面的機能の低下



予防・解消を目指して

各種事業(交付金)・農地法・農振制度・農転制度



**人・農地プラン = 人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」**

地域の農業を発展させていくためには、人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。集落・地域において徹底的な話し合いを行って「人・農地プラン」の作成を進めましょう。

○中心となる経営体はどこか ○担い手は確保されているか ○将来の農地利用のあり方 ○農地集積の方針 ○中心となる経営体とそれ以外の農業者の役割分担を踏まえた地域農業のあり方

ご清聴ありがとうございました。